

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階大会議室

○議事日程

平成29年4月7日（金曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

○出席委員（24名）

| | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 早川 英雄 君 | 4番 早川 清治 君 | 8番 兼村 正美 君 |
| 9番 石木 治男 君 | 10番 後藤 利彦 君 | 11番 大澤 慶一 君 |
| 13番 杉山 徳成 君 | 14番 村井 由和 君 | 16番 亀山 浩 君 |
| 17番 安田 孝義 君 | 18番 篠田 泰道 君 | 20番 中島 利彦 君 |
| 21番 増井 賢一 君 | 22番 加藤政比古 君 | 23番 土屋 尊史 君 |
| 25番 野村 茂 君 | 26番 長屋 芳成 君 | 27番 日置 香 君 |
| 29番 相宮 千秋 君 | 31番 岡田 忠敏 君 | 32番 伊佐地鐵夫 君 |
| 33番 川村 信子 君 | 34番 漆畑 和子 君 | 35番 岩田 幸子 君 |

○欠席委員（8名）

| | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 2番 早川 誠一 君 | 3番 佐藤 久雄 君 | 6番 佐藤 善一 君 |
| 7番 清水 宗夫 君 | 12番 八木 豊明 君 | 15番 山田 晴重 君 |
| 19番 横井 文雄 君 | 30番 永井 博光 君 | |

○委員以外の出席者

| | | | |
|--------------|---------|------------|---------|
| 経済部長 | 永田 千春 君 | 農業委員会事務局長 | 西部 成敏 君 |
| 農業委員会事務局課長補佐 | 長屋 正彦 君 | 農業委員会事務局係長 | 渡辺 初美 君 |
| 洞戸事務所係長 | 山田 喜一 君 | 板取事務所係長 | 長尾 直志 君 |
| 武芸川事務所課長補佐 | 桜井 伸一 君 | 武儀事務所主任主査 | 丸山 典浩 君 |
| 上之保事務所主事 | 大野 千春 君 | | |

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長屋正彦君）只今より農業委員会を始めさせていただきます。初めに、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。本日佐藤会長が欠席のため、大澤職務代理よりご挨拶をお願いします。

○議長（大澤慶一君）あいにくの雨ですが、地元ではどこも桜が満開かと思えます。各地区でもお祭りで準備等が忙しいかと思っております。本日は今お話がありましたように、佐藤会長が体調不良により欠席という事で、私が代理で議事を進行させていただきます。初めてですので議案進行には皆さま方の格別のご協力を賜りますようによろしくをお願いします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）続きまして、経済部長の永田がご挨拶申し上げます。

○経済部長（永田千春君）29年度が始まりました。ただ今ご紹介をする前から司会を務めております長屋を始め、4月で定期異動のあった職員のご紹介を後程させていただきます。

皆様ご承知のことと思いますが、今年度は農業委員会制度が大きく変わりました。農業委員さんの改選という事であり、新しい制度の下、職員一丸となって皆様のご指導をいただきながら、進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、異動した職員から挨拶をさせていただきます。

○スポーツ推進課長（足立光明君）農務課・農業委員会よりスポーツ推進課へ異動しました。1年間でしたが、皆さまのご指導の下務めさせていただきました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○生活環境課課長補佐（長尾成広君）農業委員会より生活環境課へ異動しました。25年4月より丸4年お世話になりました。最後の年は農業委員会制度の改正に携わり、皆さまにご協力いただきました。今後も農地利用の最適化がキーワードになってきますので、今後とも後任にご協力をよろしくお願い申し上げます。

○事務局長（西部成敏君）観光交流課より異動になりました。過去に農業委員会は経験しておりませんので皆さまにご迷惑をお掛けするかもしれませんが、早く勉強して臨みたいと思っております。

事務所の担当者の変更ですが、板取事務所が長屋守世さんから長尾直志さん、武儀事務所が中村正さんから丸山典浩さんへ変わっております。

不慣れな事があると思いますが、ご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）司会をさせていただいております洞戸事務所より異動になりました長屋です。不慣れでございますし、皆さまにはご迷惑をお掛けする事が多々あるかと思っておりますが、皆さまのご指導ご鞭撻をいただきまして一生懸命務めて行きたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

（足立課長、長尾課長補佐退席）

○事務局課長補佐（長屋正彦君）本日の欠席委員のご報告をさせていただきます。2番早川誠一委員、3番佐藤久雄委員、6番佐藤善一委員、7番清水委員、12番八木委員、15番山田委員、19番横井委員、30番永井委員の8名が欠席でございます。34番の漆畑委員は遅れて見えます。

○議長（大澤慶一君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。35番岩田委員、1番早川英雄委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は1ページになります。

所有権移転 申請地は、小瀬地内、瀬尻小学校の北東90mほどに位置する農振農用地である田、833㎡です。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営を図りたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

3月21日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

2番の案件 位置図は2ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、上之保地内、船山集会場の北東120mほどなどに位置する農振農用地である田、1,054㎡及び農振農用地である畑8筆4,439㎡です。使用借人は、申請地を借り受け、農業経営を譲り受けたいというもの。使用貸人は、農業経営が困難になってきたため、息子である使用借人の申し出に応じて貸し付けるというものです。

3月21日に現地確認をしたところ、農地性有りと確認しています。

3番の案件 位置図は3ページになります。

所有権移転 申請地は、洞戸菅谷地内、上菅谷集会所の西120mほどに位置する農振農用地である畑2筆1,156㎡及び集会所の北西60mほどに位置する登記地目山林、現況地目畑489㎡です。譲受人は、申請地を両親より譲り受け、農業経営を図りたいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難になってきたため、息子である譲受人に無償にて譲り渡すというものです。

3月21日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

以上、所有権移転に関するもの2件、使用貸借権の設定に関するもの1件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（大澤慶一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員から意見をお聞きします。

○13番（杉山徳成君）1番の案件について、異議ありません。

○23番（土屋尊史君）2番の案件について、書類を持って来られた段階で謄本が付いていないものがあり、確認するものは本人さんと公図だけでした。上之保の山間地の悪い場所を3条でやってもらえるという事ですので、私は印鑑を押しましたが、今後このような事があった場合には私の段階で却下しても良いものなのか、全部書類が揃ってから印鑑を押すものなのか。議案については、賛成ですが、その工程についてははっきりと示していただきたい。

○25番（野村茂君）3番の案件について、異議ありません。

○議長（大澤慶一君）これより質疑を行います。先程の土屋委員の意見について事務局から説明していただきます。

○事務局主任主査（田口旭君）書類は、全部揃えて農業委員さんの所へ印鑑をもらいに行ってくださいといつも皆さんに伝えております。もし不備があったりした場合は印鑑押さずに返していただければ結構です。何かありましたら、事務局で説明させていただきます。

○23番（土屋尊史君）持ってみるのが期限ギリギリの夕方だったりする。平日の昼間なら事務局に相談したりできるが、金曜日の夕方だったりして連絡も出来ない時がある。

○事務局主任主査（田口旭君）農業委員さんも現場を確認したり書類を確認する時間が必要です。

ので、1週間前には行ってもらうよう話しております。

○23番（土屋尊史君）事務局にも締切があるように、地区の農業委員に印鑑を貰いに行く締切を1週間前なら1週間前と文書等で示していただきたい。それを過ぎたら印鑑は押さないとはつきり示していただいた方が、向こうも楽なのではないですか。

○事務局主任主査（田口旭君）分かりました。ありがとうございます。

○議長（大澤慶一君）土屋委員がおっしゃるように、明日出すからと前日の夜に持ってみえる方がみえます。一か月待ったらと話したりもしますが、おっしゃる通りです。

○事務局主任主査（田口旭君）現場を確認できなかつたりする場合は印鑑を押さなくてもいいです。こちらは以前から、そういう風に説明させていただいておりますので。

○27番（日置香君）私の所でも時間がない時の夕方に持ってみえる方がおり、難しい物は少ないですし現場見なくても分かる所だつたりするので、印鑑は押しています。板取ですとたいへん遠い距離の行政書士が持ってみえるので、断れない。事務局も現場へ行き書類も確認してもらってますし、自分も印鑑はその場で押すが後で現場を確認しています。もし問題があれば、後日なりこの総会の場で意見を言う事は可能だと思っています。印鑑自体にはそんなに効力はないと思っていますがどうでしょうか。

○議長（大澤慶一君）事務局から現場を見に行っていたいただいておりますし、皆さんも場所が頭に入っていると思うんです。

○14番（村井由和君）印鑑を押したという事は、相手方に見れば農業委員が認めたという事になる。この場で修正すればいいという考えもあるかもしれないが、ある程度印鑑は重い物ではないでしょうか。

○13番（杉山徳成君）事務局よりお話がありましたが、きちんとルールは守るように説明しておりそれが出来たら農業委員の印鑑を貰ってくださいという風にやられているんですね。先日も5条でありましたが、私が作っている田の傍でありよく知っている田でした。持って来られた方に、耕作者は誰か知っていますかと聞くと知らないとの事でした。要するに行政書士とかは印鑑を押して貰うために持って来るだけでそれではだめだからと返すと次の日に、確認して持って来たが、農業経営している会社と地主と賃貸借契約している所だった。地主はディベロッパーと話しているだけで、耕作している会社に全然連絡をしておらず、賃貸借の解除をしていなかったんです。解除していないのに印鑑押してくださいと来たので、ちゃんとやると話まして印鑑を押しました。ルール通りで行くなら、解除をしてから離農する人はこの人だとちゃんと書いて書類を揃えて来ないと実際は印鑑は押せないんですね。ちゃんと書類を揃えてからでないといく先に行くと後で問題が起きるんです。

○23番（土屋尊史君）前に私が言った農業委員が少なくなった時に見に行かなくていいのではと言ったのと同じ話だと思うんです。ここで決めればいい話だと。でもみなさんは、やっぱり見に行かないとダメだという意見が多数でしたので、だったら印鑑の重みはある話で、市役所に出す書類と同じ物を持ってこなかったら印鑑は押さないというルール作りをきちんとしていただきたいです。

○8番（兼村正美君）経験した話ですが、行政書士が明日提出しなければいけないので、印鑑をすぐ押して欲しいと夕方持って来たんです。私は現場を見てからじゃないと印鑑は押せないと言ったんですが、農業委員の印鑑はどうでもいい印鑑だと言われたので、それなら押す必要がないから帰ってくれと帰ってもらいました。結局、行政書士は、農業委員の印鑑はどうでもいいという考えなんです。

だから今はその場では印鑑を押さず、書類を預かって現地を見に行ってからでないと押さない事
にしています。現場を見て来ないと総会で質問があった場合に答えられないからと説明していま
す。農業委員とはどういうものかという事を、行政書士に説明してもらいたい。

○議長（大澤慶一君）どなたもぎりぎりに持ってみえるという事を経験してみえると思います。

それでは、他に質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号について、原案
のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第1号の3件を原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたしま
す。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見に
ついて

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は3ページになります。

1番の案件 位置図は、4ページになります。

申請地は、向西仙房地内、堅仙房公民センターの南220mほどに位置する登記地目山林現況地
目畑519㎡です。申請人は、高齢のため農業経営が困難になってきたため、申請地に杉の木を植
林したいというもの。隣接農地の承諾書の添付があります。

3月21日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計
画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

以上1件について、ご審議をお願いします。

○議長（大澤慶一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○8番（兼村正美君）1番の案件について、異議ありません。

○議長（大澤慶一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○23番（土屋尊史君）登記が山林で現況が畑なら始末書を出して木を植えれば、いい話じゃな
いんですか。

○8番（兼村正美君）法務局の方が山林に変えてと言っているんです。

○事務局主任主査（田口旭君）現況が農地ですので、必ず農転が必要になります。

○議長（大澤慶一君）他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願い
いたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の1件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とい
たします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見に
ついて

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は4ページからになります。

1 番の案件 位置図は、5 ページになります。

所有権移転 申請地は、市平賀地内、富岡小学校の東 130 m ほどに位置する畑、3 筆 1, 251 m²です。譲受人は、電気機械器具の販売設置工事及び発電・売電等に関する事業を行っている法人であり、申請地を譲り受けて、太陽光発電施設を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ貸しつけるというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

3 月 21 日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第 3 種農地と判断します。なお事業計画変更の 1 番と同時許可になります。

2 番の案件 位置図は、6 ページになります。

所有権移転 申請地は、西田原地内、田原ふれあいセンターの東 40 m ほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地 539 m²及び登記地目畑現況地目山林 2 筆 477 m²です。譲受人は、関市であり、申請地を譲り受けて、手狭になっている田原ふれあいセンターの駐車場を拡張整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

3 月 21 日に現地確認をしたところ、雑種地及び山林であったため始末書の添付があります。農地の区分は、おおむね 10 ha 以上の規模の一団の農地等の区域内にある農地内のため第 1 種農地と判断しますが、集落接続に該当するため、許可相当と判断します。

3 番の案件 位置図は 7 ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は、迫間地内、下迫間公民館の西北西 430 m ほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地 390 m²です。譲受人は、建設工事請負業等を営んでいる法人であり、申請地を譲り受け、従業員駐車場として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

3 月 21 日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第 3 種農地と判断します。

賃貸借の期間は、許可日から 10 年間としています。

4 番の案件 位置図は 8 ページになります。

所有権移転 申請地は西本郷通 5 丁目地内、西本郷公民センターの北東 190 m ほどに位置する田 2 筆 1, 162 m²です。譲受人は、現在賃貸住宅に居住しており、申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、農業経営が困難になってきたため譲渡人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

3 月 21 日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第 3 種農地と判断します。

5 番の案件 位置図は 9 ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は倉知地内、下倉知公民館の北西 100 m ほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地 545 m²です。使用借人は、現在賃貸住宅に居住しており手狭になってきたため、使用貸人である父より申請地を借り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、申請地を相続により取得したが、農業経営が困難になってきたため息子である使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

3 月 21 日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第 3 種農地と判断します。

6 番の案件 位置図は 10 ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は、下有知地内、長良川鉄道関市役所駅の北西 200 m ほどに位置する

登記地目田現況地目雑種地1, 663㎡のうち766㎡です。賃借人は、交通誘導・常駐・保安・巡回・身辺等の警備等を営んでいる法人であり、申請地を借り受け、事業用車両及び従業員の駐車場として整備したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じて、申請地を貸しつけるというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

3月21日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書の添付があります。農地の区分は、申請地よりおおむね300m以内に鉄道の駅があるため、第3種農地と判断します。賃貸借の期間は、許可日から10年間としています。

7番の案件 位置図は11ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は、6番と同じ筆であり、下有知地内、長良川鉄道関市役所駅の北西230mほどに位置する登記地目田現況地目雑種地1, 663㎡のうち613㎡です。賃借人は、申請地の近隣で自動車修理工場を営んでおり、申請地を借り受け、修理用、事業用車両等の駐車場として整備したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じて、申請地を貸しつけるというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

3月21日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書の添付があります。農地の区分は、申請地よりおおむね300m以内に鉄道の駅があるため、第3種農地と判断します。賃貸借の期間は、許可日から10年間としています。

8番の案件 位置図は12ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、山王通1丁目地内、西部公民センターの南南西320mほどに位置する畑2筆253㎡です。使用借人は、申請地の西側で人形の販売店を営んでおり、県外に居住しているため、防犯上の観点や通勤に不便なため、使用貸人である兄より申請地を借り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、申請地を相続により取得したが、農業経営が困難になってきたため妹である使用借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

3月21日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

9番の案件 位置図は13ページになります。

所有権移転 申請地は、小瀬長池町地内、瀬尻小学校の南南東450mほどに位置する田277㎡です。譲受人は、現在賃貸住宅に居住しており手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、農業経営が困難になってきたため譲渡人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

3月21日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

10番の案件 位置図は14ページになります。

所有権移転 申請地は、池尻地内、東海環状自動車道関広見ICの南東400mほどに位置する登記地目雑種地、現況地目畑310㎡です。譲受人は、プラスチック製品の金型の設計、製作等を行っている法人であり、現在申請地の北側にある雑種地に工場を建設中であり、その敷地では駐車場が足りないため、申請地を譲り受け、従業員駐車場を整備したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、農業経営が困難なため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

3月21日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

11番の案件 位置図は15ページになります。

所有権移転 申請地は、武儀富之保地内、上之保浄化センターの南東750mほどに位置する登

記地目畑、現況地目畑一部宅地842㎡です。譲受人は、現在県外に居住しており、住居が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、農業経営が困難なため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

3月21日に現地確認をしたところ、畑一部宅地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担している農地のため、第3種農地と判断します。

12番の案件 位置図は16ページになります。

所有権移転 申請地は、武儀下之保地内、武儀西小学校の南南東550mほどなどに位置する畑1,372㎡です。譲受人は、建築・土木工事及び太陽光発電システムの販売等を行っている法人であり、申請地を譲り受けて、太陽光発電施設を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

3月21日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地に該当するため、第2種農地と判断します。

13番の案件 位置図は17ページになります。

所有権移転 申請地は、洞戸通元寺地内、洞戸郵便局の北西90mほどなどに位置する登記地目畑、現況地目宅地3筆252㎡です。譲受人は、洞戸郵便局の南東付近に居住しており、住居が手狭になってきたため、申請地及び隣接の宅地を譲り受けて、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

3月21日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担している農地のため、第3種農地と判断します。

14番の案件 位置図は18ページになります。

所有権移転 申請地は、洞戸通元寺地内、洞戸郵便局の西北西100mほどなどに位置する畑2筆174㎡及び登記地目原野、現況地目畑2筆108㎡です。譲受人は、洞戸郵便局の南東付近に居住しており、住居が手狭になってきたため、申請地を譲り受けて、庭を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

3月21日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担している農地のため、第3種農地と判断します。

15番の案件 位置図は19ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は、洞戸大野地内、中濃消防組合洞戸出張所の北北西380mほどなどに位置する畑1,328㎡です。賃借人は、滞在型統合医療施設や伝統医学、整体療法、食物療法等の治療院等の経営などを業としている法人であり、申請地等を借り受けて、診療所及び旅館を建設したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

3月21日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設、公共施設等が連担する区域に近接するおおむね10ha未満の農地等に該当するため、第2種農地と判断します。賃貸借の期間は、許可日から30年間としています。

以上、所有権移転に関するもの9件、使用貸借権の設定に関するもの2件、賃貸借権の設定に関するもの4件、計15件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（大澤慶一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○1番（早川英雄君）1番の案件について、異議ありません。

○議長（大澤慶一君）2番の案件は、3番の佐藤委員で欠席ですが、異議なしとの事でした。

○4番（早川清治君）3番の案件について、異議ありません。

- 8 番（兼村正美君） 4 番の案件について、異議ありません。
- 1 0 番（後藤利彦君） 5 番の案件について、異議ありません。
- 議長（大澤慶一君） 6 番、 7 番の案件について、私ですが異議ありません。
- 1 3 番（杉山徳成君） 8 番、 9 番、 1 0 番の案件について、異議ありません。
- 議長（大澤慶一君） 1 1 番の案件は、 1 9 番の横井委員で欠席ですが、異議なしとの事でした。
- 2 1 番（増井賢一君） 1 2 番の案件について、異議ありません。
- 2 5 番（野村茂君） 1 3 番、 1 4 番、 1 5 番の案件について、異議ありません。
- 議長（大澤慶一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 3 号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第 3 号の 1 5 件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第 4 号事業計画変更の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

- 事務局課長補佐（長屋正彦君） 議案第 4 号 事業計画変更申請に対する意見について
農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。議案は 1 0 ページになります。

1 番の案件 位置図は 2 0 ページになります。

所有権移転目的変更 申請地は、市平賀地内、富岡小学校の東 1 3 0 m ほどに位置する畑、 3 筆 1, 2 5 1 m²です。当初事業計画者は、昭和 5 7 年 4 月 2 8 日に 5 条許可にて、貸家住宅を建築する予定であったが、資金面や諸事情により計画がとん挫していたというもの。変更後の事業計画者は、電気機械器具の販売設置工事及び発電・売電等に関する事業を行っている法人であり、申請地を譲り受けて、太陽光発電施設を整備したいというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

3 月 2 1 日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第 3 種農地と判断します。なお 5 条の 1 番の案件と同時許可になります。

2 番の案件 位置図は 2 1 ページになります。

転用事業者及び貸借権の変更 申請地は、西田原地内、めぐみの農協田原支店の北東 4 9 0 m ほどに位置する田、 2 筆 3, 2 9 1 m²のうち 5. 4 m²です。当初事業計画者は、平成 2 8 年 9 月 3 0 日に 5 条許可の使用貸借、一時転用にて、営農型太陽光発電施設を整備したが、当初事業計画者個人が、太陽光発電設備の設置、売電及び付帯する業務に関する法人を昨年末に設立したため、今回転用事業者をその法人に、使用貸借の権利を賃貸借の権利に変更し、引き続き申請地を借り受けて、営農型太陽光発電施設を運営したいというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

3 月 2 1 日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。農地の区分は、農振農用地になります。

以上 2 件のご審議をお願いいたします。

- 議長（大澤慶一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 1 番（早川英雄君） 1 番の案件について、異議ありません。
- 議長（大澤慶一君） 2 番の案件について、3 番の佐藤委員で欠席ですが、異議なしとの事でした。
これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第4号の2件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長屋正彦君) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は11ページからになります。

使用貸借権の設定に関するものについて新規10筆、4件、賃貸借権の設定に関するもの新規7筆、6件、更新77筆、53件の承認を求められています。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地目は、田が、94筆117,290㎡、地区は、武芸川町平、谷口、宇多院、跡部、八幡、高野、広見、下有知、千疋の9地区です。設定を受ける方は、(有)武芸川農産外4者です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長(大澤慶一君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することといたします。

議案の審議はすべて終了いたしました。

○22番(加藤政比古君) 第2号議案でよく分からないので、再度質問です。議決しているので説明だけでいいです。登記が山林であって、現況が畑という案件で法務局が云々ということで農転をかけて植林をしたいというのですが、法務局の件は置いておいて、登記が山林の所に黙って木を植えたとしてそれは違法なんですか。

○事務局主任主査(田口旭君) 自分で市役所に来て山林の所に畑を作っているから課税を農地の課税にしてもらっているものです。農地である以上農業委員会の管轄になりますし、今回はたまたま植林でしたが、一般個人住宅とか農地以外に変わった時には農業委員会の許可がないとおかしいです。

○14番(村井由和君) 農地台帳に載っているんですか。

○事務局主任主査(田口旭君) 載っています。登記が山林や宅地であっても、現況が農地になったら、農地台帳に載って来て、農業委員会の管理となるのです。

○22番(加藤政比古君) 地権者が山林の所に畑を作っているからと税務課へ農地の課税で評価して欲しいという申請がされた場合であって、申請がされずに実際に畑を作っていたという場合には税務課は現況課税で黙っていても農地の課税をすと思います。法務局が云々という事があったかもしれないし、今回は申請してみえたから通すということだけど、黙って植林してしまっ

ていても特段問題にならないのではないですか。

○事務局主任主査（田口旭君）農地台帳に登録しており、関市の農地を全てここで管理しているので、申請して許可を得ない限りは農地台帳からは消えないのです。

○議長（大澤慶一君）本人さんがまじめだったということですね。

○事務局主任主査（田口旭君）例え黙って植林したとしても、事務局は必ず現場に入って確認するので申請するように指導しております。

○22番（加藤政比古君）通常の場合は黙って植林していても農地台帳から消されるのではないですか。

○事務局主任主査（田口旭君）消さないです。最初は自分で農地と申し出があって後で黙って他の地目に変えたりできたら、農業委員会の許可が意味がなくなってしまう。

○8番（兼村正美君）名義を変えようと思った時に、法務局で言われたんです。

○22番（加藤政比古君）逆の場合もありますよね。農地に家が建っているというような事は、よくある事だと思うし、その場合は本人が申請していなくても農地台帳からカットしているのですか。

○事務局主任主査（田口旭君）地目は変わらないしそれを見つけた場合は、必ず農転を出すよう指導しております。

○22番（加藤政比古君）地目は変わらないし、現況課税をしているのは知っているが、その場合農地台帳からは、切っているんですか。

○事務局主任主査（田口旭君）切ってはいません。農地台帳に載ってます。

○議長（大澤慶一君）他に何かご質問等ありませんか。

○14番（村井由和君）3条から5条まで全ての申請を農業委員会にかけないといけないのか。他市では、一部割愛して事務局だけの判断で処理するという方法をとっている所もあるようですので、検討していただきたい。例えば、用途区域内の土地改良区域については、全て将来転用するために開発をして土地改良をする訳なので、転用について問題をここで掛けたとしても意味のないことかなと思いますけどどうでしょうか。

○経済部長（永田千春君）農業委員会の定例総会の運営の仕方につきましては改善できるものはしていきたいと思いますので、先進地の事例等を参考にさせていただいて研究を進めますのでよろしく願いいたします。

○23番（土屋尊史君）全部県へ進達しなくてもいいんですよね。進達しなくてもいいものがありますよね。

○事務局主任主査（田口旭君）3条については、農業委員会の総会で許可しています。

○23番（土屋尊史君）県へ進達しなくてもいい3条案件については、ほとんどがOKになるパターンですので、そういうものは総会にかけなくても、事務局や会長で決めていただければいいという話ですよ。

○14番（村井由和君）3条は適正なものばかりじゃないので、総会にかけるとは思います。それより、5条について土地改良区域内というのは全て転用しますよという事で開発等している所ですので、本来は隣地承諾も要らないという事ならここで検討する意味がないのではと思います。

○経済部長（永田千春君）土屋委員のご意見も踏まえまして改善できるものはして、手間を省きたいと思います。

○23番（土屋尊史君）3条など市で許可するものであれば、随時受付をして適正なものについ

ては総会を開かなくても許可を出していける話になるので、もっと早くなるのでその辺りも検討していただきたいです。

○議長（大澤慶一君）ありがとうございました。次回の総会は5月9日火曜日午後3時から関市役所6階大会議室にて行います。他に事務局から何かありませんか。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）先般3月25日に開催しました婚活パーティーですが、3組のカップルが誕生しましたので、ご報告させていただきます。

○議長（大澤慶一君）これをもちまして閉会といたします。ご苦労様でございました。

午前11時19分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長 関市下有知3522番地

⑩

35番 関市武芸川町跡部1407番地9

⑩

1番 関市鋳物師屋3丁目2番32号

⑩